



SOMPO
損保ジャパンDC証券

2024年12月改訂

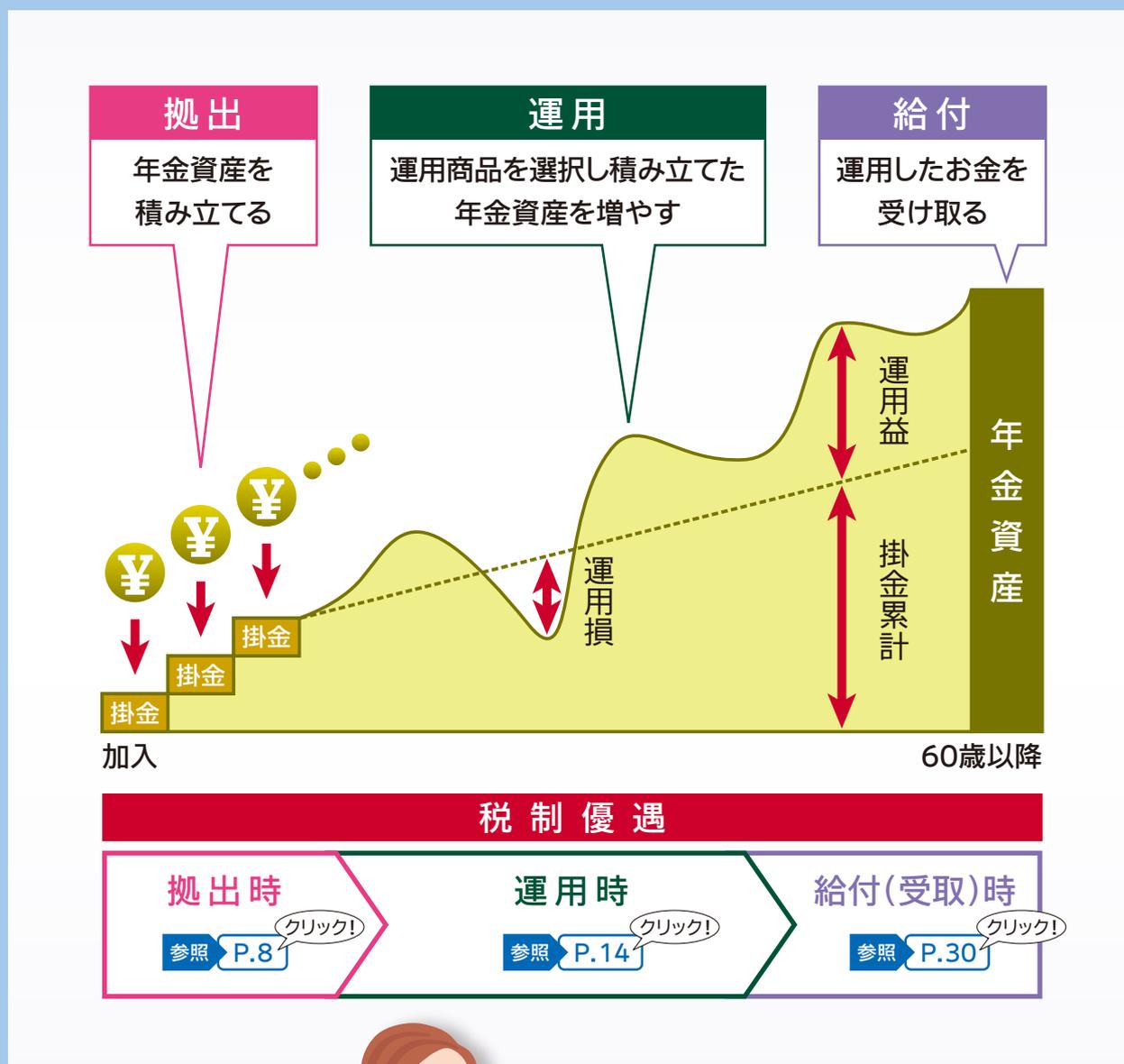
確定拠出年金(企業型) 手続きガイドブック

～制度の内容と各種お手続きのご案内～



確定拠出年金制度は、

老後の生活の安定のために、税制優遇のもとで
事業主または加入者が拠出した資金を
ご自身の判断で運用し、
その結果(年金資産)に応じて、給付を受ける制度です。



INDEX

各章のポイント……………3～6

1 確定拠出年金制度とは……………7～10

「日本の年金制度」と確定拠出年金の位置づけ……………	7
確定拠出年金制度の種類……………	7
確定拠出年金の掛金……………	8
企業型確定拠出年金制度の役割分担……………	9
加入者等の保護に関する措置……………	9
加入にあたり理解いただきたいこと……………	10

2 加入時の手続き……………11～18

アンサーネットご利用方法……………	11
必要な手続きについて……………	13
掛金の配分割合指定について……………	14
アンサーネットによる配分割合指定方法……………	16
資産移換について……………	17

3 加入期間中の手続き……………19～22

資産状況の確認……………	19
運用商品の変更方法……………	21
アンサーネットによる運用商品の変更方法……………	22

4 60歳未満で会社を退職されるときの手続き……………23～26

退職前に確認、理解いただきたいこと……………	23
退職後の手続きについて……………	24
脱退一時金の請求……………	26

5 給付金受取時の手続き……………27～30

給付の種類……………	27
手続きについて……………	29
受取時の税制優遇など……………	30

6 その他……………31～32

その他の手続きについて……………	31
(参考)老齢給付金の税金計算の具体例……………	32

■ 確定拠出年金加入者用サービス利用規定……………	33
■ 損保ジャパンDC証券 アンサーネット利用規定(確定拠出年金用)……………	35
■ 個人情報の取扱について……………	37

1

確定拠出年金制度とは

2

加入時の手続き

3

加入期間中の手続き

4

60歳未満で会社を退職されるときの手続き

5

給付金受取時の手続き

6

その他

はじめに

スターターキットと「口座開設のお知らせ」を確認しましょう。

※「スターターキット」は確定拠出年金へのご加入に際して、必要なお説明資料一式を指します。

※「口座開設のお知らせ」は、スターターキットとは別便で送付されます。

◆スターターキットを確認する

- ここから始める確定拠出年金
- 手続きガイドブック
- 運用の世界へようこそ!
- 資産配分チェックシート
- マatching拠出の手引き 注

注: Matching拠出を導入している場合は、ご確認ください。

◆「口座開設のお知らせ」を確認する

- 記載されている住所等の登録内容を確認ください。訂正が必要な場合等は速やかに勤務先の年金担当部門(人事部など)に申し出ください。
- 記載されている「ログインID」と「仮パスワード」でアンサーネットが利用できます。アンサーネットでは配分割合の指定、運用商品や制度についての詳細の確認などができます。

参照 P.11~12、P.16

クリック!

1 確定拠出年金制度とは

確定拠出年金制度を理解し、自社の制度内容を確認しましょう。

確定拠出年金制度を理解する

- ▶ これから掛金を毎月積み立て、運用していくために確定拠出年金制度がどのような制度か理解しましょう。

参照 P.7~9

クリック!

- ▶ 「加入にあたり理解いただきたいこと」について確認ください。

参照 P.10

クリック!

自社の制度内容を確認する

- ▶ 毎月の掛金の算定方法など、自社の確定拠出年金制度の内容を確認しましょう。制度内容をご加入の企業型確定拠出年金規約で定められています。アンサーネットに直近の企業型確定拠出年金規約とMy DC PLAN(規約の概要)が掲載されています。

参照 年金規約(本文)、My DC PLAN(規約の概要)



2 加入時の手続き

運用の基礎と運用商品について理解し、配分割合(運用商品の購入割合)指定をおこないます。

アンサーネットにログインする

▶ はじめにアンサーネットの加入者専用ページへログインをしましょう。

参照 **P.11** クリック!

必要な手続きを確認する

▶ 加入した際におこなう必要がある手続きについて確認をしましょう。

参照 **P.13** クリック!

運用の基礎を理解する

▶ 配分割合を決めるために、まずは「運用の世界へようこそ!」で運用の基礎を理解をしましょう。

参照 **P.13~14** クリック!

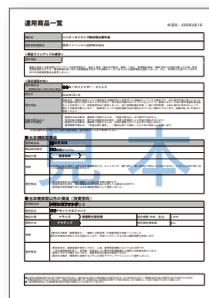
参照 **運用の世界へようこそ!**



自社の制度で選択できる運用商品とその内容を理解する

▶ 運用の基礎を理解したら、自社の制度で選択できる運用商品とその内容を理解をしましょう。選択できる運用商品や指定運用方法については「運用商品一覧」、「運用商品案内」などで確認できます。

参照 **運用商品一覧(運用商品ラインアップ)、運用商品案内**

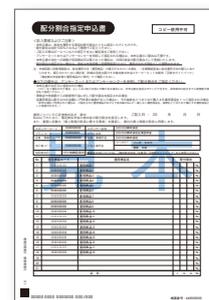


掛金の配分割合指定をおこなう

▶ 掛金の配分割合指定はアンサーネットとアンサーセンターでおこなえます。「配分割合指定申込書」が「口座開設のお知らせ」に同封されている場合は、「配分割合指定申込書」による配分割合指定も利用できます。

参照 **P.14~16** クリック!

参照 **配分割合指定申込書**



以前ご加入の年金制度から資産などの持ち運びがある場合(資産移換について)

参照 **P.17~18** クリック!

3 加入期間中の手続き

資産の運用状況を定期的に確認し、状況に応じて、運用商品の変更を検討しましょう。

自分の資産状況を確認する

- ▶ ご自身の判断で運用を行うため、定期的にご自身の資産がどのような状況か確認しましょう。
毎年「確定拠出年金 資産残高のお知らせ」が提供されます。
また、アンサーネットとアンサーセンターで資産残高を随時確認できます。

参照 **P.19~20**

資産状況をもとにご自身にあった運用となっているか確認する

- ▶ 資産状況とご自身の運用方針(考え方)について確認しましょう。

運用商品(資産配分)の変更をすべきか検討する

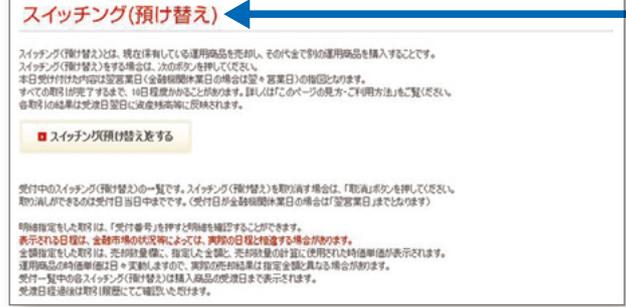
- ▶ 変更の検討にあたっては、運用商品に関する最新情報を確認しましょう。
運用実績一覧表(パフォーマンスシート)、利率実績表、リターン実績表、確定拠出年金向け説明資料(データシート)などがアンサーネットに掲載されています。

検討結果に応じて、運用商品の変更をおこなう

- ▶ 運用商品の変更は、スイッチング(預け替え)や配分割合の変更でおこないます。
アンサーネットやアンサーセンターで手続きできます。

参照 **P.21~22**

【アンサーネット画面】



※表示内容は見本です。

4 60歳未満で会社を退職 されるときの手続き

退職(転職など)された場合、資産などを
持ち運ぶ手続きをおこなひましょう。

※制度からの脱退や資産の中途引き出しは原則できません。
一定の要件を満たしている場合のみ可能です。

参照 [P.26](#) クリック!

退職後の手続きをおこなう

▶ 退職等により加入者の資格を喪失された
場合「企業型確定拠出年金 加入者資格
喪失とお手続きのお知らせ」が送付され
ます。

手続きの選択肢は資格喪失後の状況に
よって異なりますので、届き次第必要書類
を入手し、ご自身で手続きをおこなって
ください。

参照 [P.23~25](#) クリック!



5 給付金受取時の手続き

運用した年金資産を
給付金として受取りましょう。

給付の種類を確認する

▶ 給付金は3種類(老齢給付金・障害給付金・
死亡一時金)あります。どのような場合にど
の給付金を受取れるのかを確認ください。

参照 [P.27~28](#) クリック!

給付の請求をする

▶ 給付金を受取るには、それぞれ給付の種類
に応じた手続きが必要です。

(老齢給付金)

企業型確定拠出年金規約に定める加入者
資格としての一定の年齢(以下、一定の
年齢)に達する時に「確定拠出年金 加入
者資格喪失と老齢給付に関するお知らせ」
が送付されます。

※お知らせに記載されている受給手続き
受付開始日以降に請求いただけます。



請求書類はアンサーネットまたはアンサー
センターに連絡いただき、取り寄せくだ
さい。

参照 [P.29](#) クリック!

※規約に定める一定の年齢が60歳超の場合、60歳以上
の加入者が当該年齢到達前に退職されたときは「企業
型確定拠出年金 加入者資格喪失と老齢給付に関する
お知らせ」が送付されます。

(障害給付金・死亡一時金)

請求事由が発生したら、アンサーネット
またはアンサーセンターに連絡いただき、
取り寄せください。受取りは、請求書類の
提出締切日翌月以降となります。

6 その他

各章で案内しているもの以外に必要な
手続き等について案内しています。

参照 [P.31~32](#) クリック!

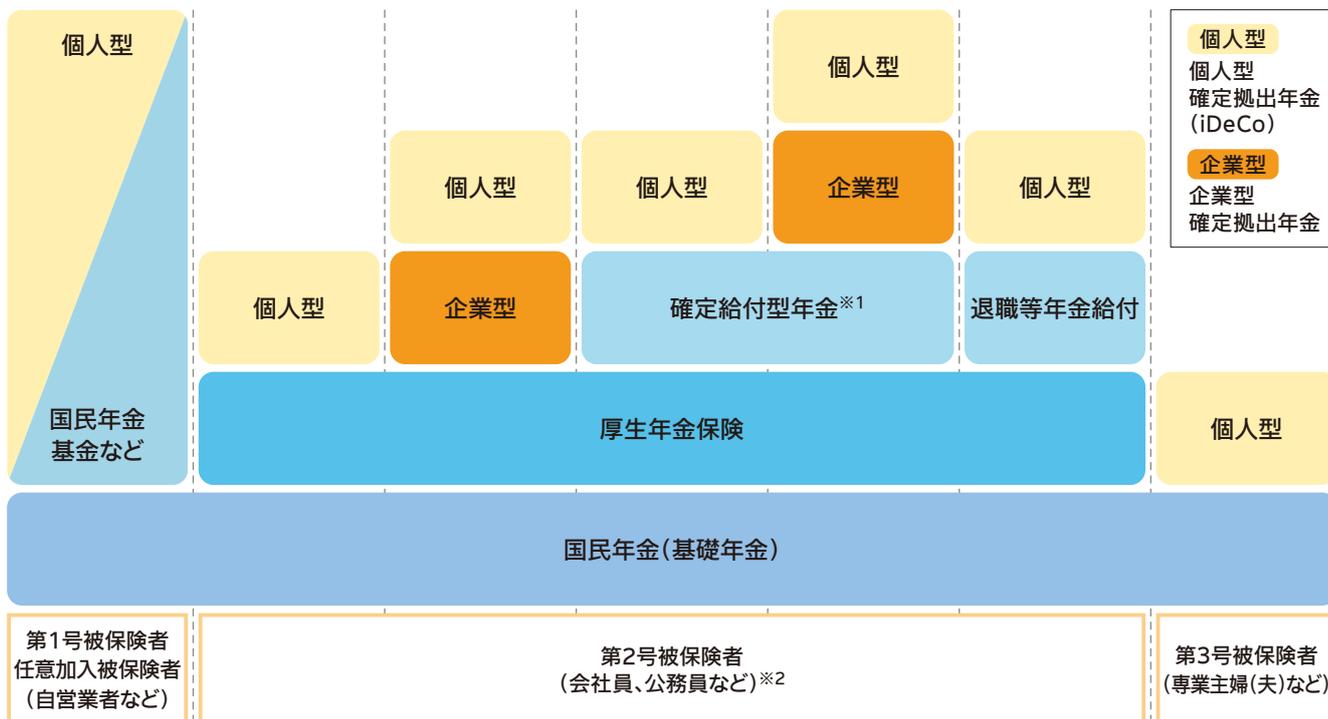
1 確定拠出年金制度とは

確定拠出年金制度は、税制優遇のもとで、事業主または加入者が拠出した資金をご自身の判断で運用し、加入者が一定年齢（原則60歳以降）に達したときその運用の結果（年金資産）に応じて給付を受ける制度です。
老後の生活の安定のための年金制度なので脱退や中途引出しは原則できません。

「日本の年金制度」と確定拠出年金の位置づけ

日本の年金制度は以下のような構造になっています。

確定拠出年金の位置づけは、公的年金（国民年金・厚生年金保険）への上乗せです。



※1: 厚生年金基金、確定給付企業年金、私立学校教職員共済、石炭鉱業年金基金は、その仕組みから確定給付型年金といえます。

※2: 第2号被保険者は、勤務先が導入している年金制度によって確定拠出年金の位置づけが上図のいずれかになります。

確定拠出年金制度の種類

確定拠出年金制度には企業型確定拠出年金と、個人型確定拠出年金の2種類があります。それぞれ運営主体や加入対象が異なります。

企業型 確定拠出年金

- 企業型確定拠出年金は、企業が従業員との合意の上で導入し、運営するものです。
- 企業年金・退職一時金等の制度を実施していない企業が新たに導入する場合や、既存の企業年金・退職一時金制度にかわる新たな制度として導入する場合、既存の企業年金・退職一時金制度に加えて導入する場合があります。
- 企業型確定拠出年金は導入する企業の従業員が加入対象となります。ただし企業型確定拠出年金規約で加入者とならない方を定めている場合があります。
- 自社の制度内容についてはアンサーネットに掲載している企業型確定拠出年金規約等で確認できます。

参照 My DC PLAN(規約の概要)

個人型
確定拠出年金
イデコ
(iDeCo)

- 個人型確定拠出年金は、国民年金基金連合会が運営するものです。
- 個人型確定拠出年金は国民年金の被保険者であれば、加入対象となり任意で加入できます。ただし、企業型確定拠出年金でマッチング拠出(加入者掛金の拠出)を利用している方や国民年金の保険料を免除されている方などは加入者となることができません。

確定拠出年金の掛金

企業型確定拠出年金の掛金について

企業型確定拠出年金においては、法令で定められた掛金限度額内で企業型確定拠出年金規約に基づき掛金(事業主掛金)を事業主が拠出します。^注 拠出された掛金の運用は加入者がおこないます。企業型確定拠出年金規約で定める一定年齢(60歳以降)に達するなどして加入者資格を喪失した方は掛金の拠出はされませんが、資産を持っている方は運用をおこなうことができます。これを運用指図者といいます。また加入者と運用指図者を合わせて加入者等といいます。

注:拠出を中断する期間を企業型確定拠出年金規約に定めている場合があります。

対象者	掛金限度額
確定給付型年金なし	月額 5.5万円
確定給付型年金あり	月額 5.5万円 - 確定給付型年金等の他制度掛金相当額

(マッチング拠出について)

事業主掛金に上乘せして、加入者ご自身が事業主を通じて掛金(加入者掛金)を拠出することをマッチング拠出といいます。マッチング拠出は、企業型確定拠出年金規約に定められている場合にのみ可能となります。マッチング拠出の制度概要、および個人型確定拠出年金に別に加入される場合との比較は下表の通りです。

	マッチング拠出	個人型確定拠出年金(iDeCo)
概要	事業主掛金に上乘せして、加入者ご自身が、事業主を通じて掛金(加入者掛金)を拠出することをマッチング拠出といいます。マッチング拠出は、企業型確定拠出年金規約に定められている場合にのみ可能となります。申し込みはご自身で行います。	個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入された場合、加入者ご自身が掛金(加入者掛金)を拠出することができます。なお、マッチング拠出を利用している場合は、個人型確定拠出年金との併用はできません。申し込みはご自身で行います。
限度額	加入者掛金は事業主掛金を超えない範囲かつ事業主掛金との合計が法令で定められた掛金限度額まで拠出できます。	月額5.5万円から企業型確定拠出年金の事業主掛金額、確定給付型年金などの他制度掛金相当額を控除した額(上限2万円)まで拠出できます。
拠出方法	給与から控除され、事業主を通じて拠出されます。	事業主払込(給与天引)、または個人払込のどちらかとなります。
掛金の管理・取扱	事業主掛金と加入者掛金は同じ口座(企業型確定拠出年金)内で区別して管理されます。拠出後の運用や給付の際は一体の資産として取り扱われます。	事業主掛金と加入者掛金は別口座(企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金)で管理されます。拠出後はそれぞれの口座で資産が管理され運用も別々に行います。

※マッチング拠出を導入している場合は、「マッチング拠出の手引き」をご確認ください。個人型確定拠出年金に加入される場合は、ご自身でお手続きが必要です。当社の個人型確定拠出年金についてはホームページをご覧くださいか、またはアンサーセンターへお問い合わせください。

参照 [マッチング拠出の手引き](#)

掛金(拠出時)の税制優遇など

事業主掛金については、所得税法上の給与所得とみなされず課税されません。また加入者掛金については、全額が所得控除の対象となり、税負担が軽減されます。

1 確定拠出年金制度とは

2 加入時の手続き

3 加入期間中の手続き

4 60歳未満で会社を退職される時の手続き

5 給付金受取時の手続き

6 その他

1 確定拠出年金制度とは

企業型確定拠出年金制度の役割分担

企業型確定拠出年金制度は次のような関係機関により運営されています。加入者等は運用の指図や給付の請求を運営管理機関に対しおこないます。



	役割内容
運営管理機関	企業型確定拠出年金制度の運営管理をおこなう機関です。加入者等に関する事項の記録・保存、加入者等に対する運用状況等の通知、加入者等からの運用指図のとりまとめ、運用指図の資産管理機関への通知、給付を受ける権利の裁定、運用商品の選定・提示、運用商品に関する情報提供をおこないます。
資産管理機関	企業型確定拠出年金において加入者等の資産を管理する機関です。事業主からの掛金の受入や加入者等への給付金の支払等をおこないます。
商品提供機関	銀行・証券会社・保険会社等の金融機関が運用商品を提供します。

加入者等の保護に関する措置

加入者等保護のため、企業や各関係機関等には主に次のような責務や禁止行為が法令で定められています。

	責務	禁止行為
事業主 (企業型) 国民年金基金連合会 (個人型)	<ul style="list-style-type: none"> ○運用に関する基礎的な資料の提供やその他の必要な措置(いわゆる投資教育)^注 ○法令や年金規約等の遵守、加入者等のために忠実な業務遂行 ○個人情報の保護に配慮した情報の保管・使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○自己または加入者等以外の第三者の利益を図る行為 ○加入者等が特定の運用商品を選択する(または選択しない)よう勧める行為 ○加入者等に事業主や第三者に運用を委託するよう勧める行為
運営管理機関	<ul style="list-style-type: none"> ○法令や運営管理契約の遵守、加入者等のために忠実な業務遂行 ○個人情報の保護に配慮した情報の保管・使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○損失補てんや利益の提供 ○自己または加入者等以外の第三者の利益を図る行為 ○加入者等が特定の運用商品を選択する(または選択しない)よう勧める行為 ○故意に事実を告げない、または不実のことを告げる行為
資産管理機関	<ul style="list-style-type: none"> ○法令や運営管理契約の遵守、加入者等のために忠実な業務遂行 	

企業型:企業型確定拠出年金 個人型:個人型確定拠出年金
注:運営管理機関、企業年金連合会などに委託することができます。

加入にあたり理解いただきたいこと

Point 1

加入者は掛金をご自身の判断において運用します。

将来の受取額は加入者の運用の結果によって異なります。加入者の運用の結果によっては受取額が掛金総額を下回ることがあります。

指定運用方法を運用の方法としてご自身で指定したとみなされた場合、その運用の結果はご自身に帰属します。

参照 [P.13](#) クリック!

Point 2

制度からの脱退や資産の中途引き出しは原則できません。

確定拠出年金制度は税制優遇を受けながら老後の資産を積み立てていく年金制度ですので、脱退や資産の中途引き出しは原則できません。^注

注:一定の要件を満たしている場合のみ可能です。

参照 [P.26](#) クリック!

※マッチング拠出をされている方は加入者掛金の拠出を停止することは可能です。その場合も、加入者掛金のみを引き出すことはできません。

Point 3

60歳未満で退職された場合(加入者資格喪失後)^{注1}は6ヶ月以内に、ご自身で手続きください。

加入者資格喪失後、資産を転職先の企業型確定拠出年金、または個人型確定拠出年金へ移す(移換)手続きが必要です。期限内に手続きがおこなわれなかった場合、資産は全額売却(現金化)され、他の確定拠出年金制度に資産を受入れ可能な口座があれば、本人からの申し出が無くとも、その口座に移換される場合があります。^{注2}受入れ可能な口座がなければ、国民年金基金連合会に移換されます。これを自動移換といいます。自動移換には資産の運用ができないなど様々なデメリットがあります。

注1:勤務先が企業型確定拠出年金の実施事業所でなくなったときなども同様です。

注2:個人を特定するための情報が相違している場合等は移換されません。

参照 [P.23~25](#) クリック!

Point 4

掛金の拠出は企業型確定拠出年金規約に定める一定の年齢となる誕生日までです。

(1)掛金の拠出は企業型確定拠出年金規約に定める一定の年齢となる誕生日で終了し運用指図者となり、給付等により資産が無くなるまで運用を続けることができます。

※1日が誕生日の方は誕生日前月で終了となります。

(2)ご加入の企業型確定拠出年金規約によっては、運用指図者の方はご自身の資産から手数料が差し引かれる場合があります。

※手数料の負担についてはMy DC PLAN(規約の概要)の事務費等の負担について①制度運営を確認ください。

参照 [My DC PLAN\(規約の概要\)](#)

Point 5

老齢給付金の受取(受給)は、一定年齢(60歳以降)に達したときに可能となります。

60歳までの通算加入者等期間によって、受給手続き開始年齢が異なります。

※60歳前の通算加入者等期間を有さない場合、制度加入から5年経過後に老齢給付金を受取ることが可能となります。

※規約に定める一定の年齢到達(または60歳以降の退職)後、老齢給付金を受給していない等、法令等で定められた一定の条件をみたす場合において、他に企業型確定拠出年金口座をお持ちの場合、本人からの申し出が無くとも、その口座に資産が移換される場合があります。

参照 [P.27](#) クリック!

Point 6

加入者の住所・氏名等は事業主からの通知により登録されていますので、変更が必要な場合には事業主へ申し出ください。

運用指図者の方はアンサーネット・アンサーセンターからご自身で手続きください。

1

確定拠出年金制度とは

2

加入時の手続き

3

加入期間中の手続き

4

60歳未満で会社を退職される時の手続き

5

給付金受取時の手続き

6

その他

2 加入時の手続き

確定拠出年金制度は、掛金を加入者ご自身で運用し、その運用の結果に応じた給付を受ける制度です。そのために必要な手続きや運用の基礎などについて理解して運用を始めましょう。

アンサーネットご利用方法

■アンサーネットへのログイン方法

1 損保ジャパンDC証券ホームページからログインページに進みます。

<https://www.sjdc.co.jp>

ここから
ログイン



スマートフォンは
こちらから➡



2 ログインページでログインIDおよび仮パスワードを入力しログインします。
※ログインIDと仮パスワードは、別途送付される「確定拠出年金口座開設のお知らせ」に記載されています。



3 初回ログイン時に
パスワード変更画面が表示されます。



仮パスワードを任意のパスワードへ変更してください。セキュリティの観点から、パスワードの定期的な変更をお願いします。

初回ログイン以降にご不明な場合はご確認ください。

【ログインIDの確認】

ログインIDがご不明の場合は、「ログインIDの確認」をクリックしてお手続きをください。アンサーネットの加入者情報として事前に登録されているメールアドレスにログインIDをお知らせします。



4 加入者TOP画面(アンサーネット)へ移ります。



【パスワード再発行】

パスワードがご不明な場合・ご利用停止となっている場合は「パスワードの再発行」をクリックしてお手続きをください。仮パスワードが発行されます。



※表示内容は見本です。

■メニューのご紹介

加入者TOP画像(加入されている制度により表示される情報が異なります。)

現在の資産残高、配分割合などの基本情報やメッセージなどが確認できます。掛金や移換金、制度移行金で購入する運用商品や購入割合を指定・変更できます。給付金の受取方法や履歴が確認できます。

「スターターキット」から確定拠出年金へのご加入に際して必要なご説明資料一式をご確認できます。

The screenshot shows the member's dashboard for '損保 太郎様'. The top navigation bar includes '加入者の方へ', '確定拠出年金について', '資産運用について', and '転職・退職について'. The main content area is divided into several sections:

- Member Information:** Includes '現在の資産残高 2,173,005円', '現在の掛金 36,000円', and '加入者掛金 16,000円'.
- Navigation Menu:** '加入者情報の確認・変更', 'iDeCo拠出可能見込額', 'パスワード等の変更', and '取引履歴等の確認'.
- DC Simulation:** 'DCの予想受取額を確認する' (つみたてナビ+).
- Performance Check:** 'つみたて運用実績を確認する' (つみたてナビ+).
- Investment Tools:** '自分にあつた運用商品を見つける' (つみたてナビ+).
- Learning Resources:** '確定拠出年金について学ぶ' and 'あなたが加入している制度を知る'.

メールアドレスなどの加入者情報の確認・変更ができます(一部変更できない項目もあります)。過去1年間の取引やアクセス状況の履歴が確認できます。

ロボアドバイザーで運用商品の提案が受けられます
自分にあつた運用商品を見つける
 今すぐ診断スタート! >>>

運用経験がない方でも、ロボアドバイザー(診断ツール)で診断結果をもとに簡単に運用商品を選ぶことができます。

加入している確定拠出年金規約およびその概要を確認できます。確定拠出年金制度、資産運用の基本的な知識について学習できます。

1 確定拠出年金制度とは

2 加入時の手続き

3 加入期間中の手続き

4 60歳未満で会社を退職される時の手続き

5 給付金受取時の手続き

6 その他

※表示内容は見本です。
 ※加入されている制度によって表示されない場合があります。

2 加入時の手続き

必要な手続きについて

■メールアドレスの登録

加入者情報にメールアドレスを登録してください。
アンサーネットへログインをする際にログインIDを忘れてしまった場合の再発行手続きがネットで完結したり、毎年の「確定拠出年金 資産残高のお知らせ」更新通知などのお知らせをメールで受け取ることができます。

- 1 加入者TOPページの「加入者情報の確認・変更」から「基本情報」をクリックします。
- 2 「メールアドレスの利用目的および留意事項」をご確認いただき、メールアドレスの登録を行ってください。

登録方法

■掛金の配分割合指定(運用商品の選択)

確定拠出年金制度では、掛金で運用商品を購入して資産を運用します。
どの運用商品を購入するかを決定し、運用商品の選択(配分割合の指定)をおこなってください。
また移換金^{注1}や他制度からの制度移行金^{注2}がある方は移換金等の配分割合の指定もおこなってください。配分割合を指定していない場合、掛金と同一の配分割合で購入されます。なお指定した配分割合の変更はいつでも可能です。

注1：他の確定拠出年金等から持ち運ぶ資産

注2：既存の企業年金や退職一時金を確定拠出年金制度に移行する場合に持ち運ぶ資産

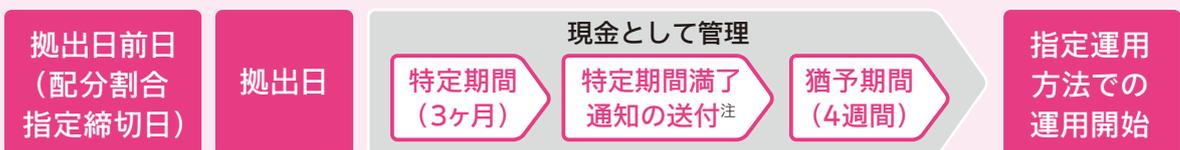
受け取る給付の額は運用の結果に応じて増減しますので、ご自身により配分割合の指定をされることが重要です。配分割合を指定しない場合、以下のように現金として管理し運用されませんのでご注意ください。

◎配分割合を指定しなかった場合の取扱い

●指定運用方法の提示がある場合

運用指図(配分割合の指定、スイッチング)があるまで、現金として管理し運用がされない資産(以下、未指図個人別管理資産)となります。ただし、猶予期間満了後は提示された指定運用方法(運用商品)が、ご自身が運用指図したものとみなし購入されます。

指定したとみなされた配分割合は、変更の指示がない限り、その後の掛金に適用されます(移換金等の配分割合を指定していない場合、掛金の配分割合を準用します)。その場合の運用の結果はご自身の責任に帰属しますので、拠出日の前日までにご自身による配分割合の指定をおこなってください。



注：特定期間を経過してもなお配分割合の指定がおこなわれていない場合は、猶予期間の満了日などを記載した通知を発送します。

●指定運用方法の提示がない場合

ご自身による運用指図がされるまで、現金として管理されます。

※指定運用方法の提示内容についてはアンサーネットに掲載している運用商品一覧に記載されています。

参照 運用商品一覧(運用商品ラインアップ)

■資産移換の手続き

以前に他の確定拠出年金制度に加入されていた方(脱退一時金を受け取った方は除く)や他の企業型年金等の脱退一時金相当額等の移換を希望される方は、資産移換の手続きをおこなう必要があります。

参照 P.17~18

クリック!

掛金の配分割合指定について

運用の基礎知識、選択できる運用商品の内容を理解し、ご自身にあった運用商品の選択と購入割合を決めましょう。(配分割合指定)

アンサーネット内のロボアドバイザー(診断ツール)である「つみたてナビ+(プラス)」やスターキット内の「資産配分チェックシート」を、運用商品の選択にお役立てください。

ログイン後、アンサーネット内のロボアドバイザー(診断ツール)である「つみたてナビ+(プラス)」の解説画面が表示されます。解説画面を確認のうえ、「診断スタート」から画面に沿って診断を始めてください。

このボタンからロボアドバイザー診断を始めることができます

運用について

確定拠出年金制度は、運用の結果に応じて給付を受取る額が増減しますので、運用について理解しましょう。

運用の基礎知識(リスク・リターン、長期投資、分散投資など)、運用方針(考え方)、資産配分の考え方、運用商品(元本確保型、投資信託など)について、スターキット内の「運用の世界へようこそ!」や運用商品に関するアンサーネットメニュー「運用商品一覧」の資料を参考にしましょう。

参照 [運用の世界へようこそ!
運用商品一覧\(運用商品ラインアップ\)](#)

運用時の税制優遇など

確定拠出年金制度では運用時における利子や分配金などの運用益に対する所得税・住民税は非課税です。また確定拠出年金における積立資産は特別法人税・法人住民税(合計税率1.173%)の課税対象ですが、課税は凍結されています。(2024年12月現在)

掛金の配分割合指定方法

掛金をどの運用商品に配分するか決まったら、実際に配分割合の指定をおこなきましょう。次の①~③のいずれかの方法で締切日までに配分割合の指定をおこなってください。指定された配分割合は、変更の指示がない限り、毎月の掛金に適用されます。

※未指図個人別管理資産は、①②のいずれかの方法でスイッチングをすることにより商品が購入されます。

参照 [P.13](#) クリック!

指定方法	締切日
① アンサーネット ② アンサーセンター	拠出日の前日
③ 配分割合指定申込書 「確定拠出年金 口座開設のお知らせ」に同封されている場合のみ、利用可能です。	勤務先の年金担当部門に確認ください。締切日までに提出が間に合わなかった場合は、次回の掛金より指定の運用商品に配分されます。

1

確定拠出年金制度とは

2

加入時の手続き

3

加入期間中の手続き

4

60歳未満で会社を退職される時の手続き

5

給付金受取時の手続き

6

その他

2 加入時の手続き

■掛金の拠出日の確認方法

拠出日は「確定拠出年金 口座開設のお知らせ」やアンサーネットで確認できます。

確定拠出年金 口座開設のお知らせ



初回拠出日 (※1)	20XX年11月25日
------------	-------------

加入者TOP画面(アンサーネット)



掛金拠出予定日	20XX/12/24
---------	------------

※表示内容は見本です。

■運用商品購入のスケジュール

配分割合指定の締切日までに配分割合指定をおこなった場合、以下のスケジュールで購入されます。購入した結果はアンサーネット反映日にアンサーネットで確認できます。

- 拠出日が金融機関の休業日の場合、拠出日は前営業日に変更され、その他のスケジュールについても同様に変更となります。

(例) 拠出日: 25日の場合

	24日	25日	26日	27日	28日	29日
預金	配分割合指定の締切日	拠出日		約定日・受渡日 価格等決定日	アンサーネット 反映日	金融機関の休業日と証券取引場の休場日は考慮していません。
損害保険・生命保険			約定日 価格等決定日	受渡日	アンサーネット 反映日	
国内投資信託			約定日 価格等決定日	受渡日	アンサーネット 反映日	
海外投資信託			約定日	価格等決定日	受渡日	

※スケジュールは代表的な例であり、個別の運用商品により異なる場合があります。各運用商品の受渡日は、運用商品案内で確認できます。

■移換金・制度移行金の配分割合指定方法

移換金・制度移行金がある場合は、移換金等の配分割合として、掛金の配分割合とは別に、配分割合を指定することができます。

拠出日の前日(締切日)までに前ページ①②いずれかの方法で配分割合指定をおこなってください。注1

締切日までに移換金等の配分割合指定がなかった場合、直近の掛金と同じ配分割合で商品が購入されます。

掛金の配分割合の指定もなかった場合は、未指図個人別管理資産として管理されます。注2

以前に移換金・制度移行金があり、その際に移換金等の配分割合を指定していた場合、新たに配分割合の指定をおこなわない限りは、同一の配分割合で購入されます。

※未指図個人別管理資産は、①②のいずれかの方法でスイッチングをすることにより商品が購入されます。

注1: 前ページ③の方法による配分割合指定はおこなえません。

注2: 指定運用方法の提示がある場合、企業型確定拠出年金規約に定める特定期間および猶予期間経過後、指定運用方法で商品が購入されます。

参照 P.13

クリック!

アンサーネットによる配分割合指定方法

掛金の配分割合を指定する場合は画面上部のメニューから「掛金の配分割合」をクリック、移換金・制度移行金の配分割合を指定する場合は「移換金等の配分割合」をクリックし、運用したい商品の「割合」欄に整数(%)を入力します。商品はいくつでも選択できますが、必ず合計が100%になるようにしてください。各運用商品に配分される金額に1円未満の端数が生じた場合に、その端数をとりまとめて購入する運用商品を1つ指定し、「端数」の欄に入力ください。なお、ロボアドバイザー(診断ツール)である「つみたてナビ+(プラス)」の診断を参考にそのまま掛金の配分割合を実行することもできます。



ロボアドバイザー(診断ツール)を始める方はこちら
過去実績を参考に運用商品を比較したい方はこちら

※配分割合の指定ができない期間の場合は、エラーメッセージが表示されます。

※表示内容は見本です。

Point

ロボアドバイザー(診断ツール)の診断結果をもとに配分割合指定を実行します

運用経験がない方でも、ロボアドバイザーの診断結果をもとに簡単に運用商品を選ぶことができます。画面に沿って配分割合指定の手続きを完了させてください。

※前職の企業型DCやiDeCoなどからの移換金等については「つみたてナビ+(プラス)」で配分割合指定できません。別途、アンサーネット内メニューの「移換金等の配分割合」から手続きしてください。

リスク許容度診断に進んだ例

Step 1 診断

リスク許容度診断 Step4

以下の項目のうち、当てはまるものを選択してください(複数選択可)

- 新聞やインターネットで経済ニュースを定期的にチェックしている
- 現金や債券、投資信託といった運用商品の基本的な性質を知っている
- 運用商品のリスクとリターン(期待)がわかって理解している
- 株式や投資信託に投資したことがある

診断結果を見る

いくつかの質問に回答して診断

Step 2 提案

診断結果

あなたにあった運用タイプ

リスク許容度

あなたの成長を優先し、積極的に取組みたいあなたのためのタイプです。

あなたにあった運用タイプを提案

Step 3 実行

診断結果

掛保ジャパン・グリーン・オープン

DC外国株式インデックス・オープン

インデックスファンド海外新興国(エマージング) 株式

提案を参考に運用商品の購入手続きを実行

1 確定拠出年金制度とは

2 加入時の手続き

3 加入期間中の手続き

4 60歳未満で会社を退職される時の手続き

5 給付金受取時の手続き

6 その他

2 加入時の手続き

資産移換について

確定拠出年金制度では、以前加入されていた年金制度から資産などを持ち運ぶことができます。持ち運ぶことができるのは次の場合です。

- ◎他の確定拠出年金制度に加入していた場合(自動移換を含む^注)
- ◎厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会からの中途脱退による脱退一時金相当額等がある方で、資産の持ち運びを希望される場合

注：運営管理機関は法令等の定めに基づいて、国民年金基金連合会に自動移換されている資産があるか確認します。資産がある場合は、本人からの申し出が無くとも移換される場合があります。ただし、個人を特定するための情報が相違している場合等は移換されません。

■手続きの流れ

各関係機関との事務連携が必要なため、以前加入されていた年金制度により手続き完了までの期間は異なります。通常2～3ヶ月かかります。以前加入されていた年金制度から移換金が入金されるまでに配分割合を指定してください。指定いただいた配分割合で商品が購入されます。配分割合の指定はアンサーネット、もしくはアンサーセンターで手続きできます。移換手続きが完了すると「確定拠出年金 移換完了のお知らせ」が届きますので確認ください。

参照 [P.15～16](#) (クリック!)



資産の売却および購入のタイミングを指定することはできません。なお、売却から購入まで1～2ヶ月掛かる場合があります。

■必要書類の入手方法・提出先

以前加入されていた年金制度	他の確定拠出年金制度	厚生年金基金 確定給付企業年金	企業年金連合会
書類入手方法	アンサーネットからダウンロードいただけます。アンサーネットからの書類入手ができない方は、アンサーセンターに依頼ください。	アンサーネットからダウンロードいただけます。アンサーネットからの書類入手ができない方は、アンサーセンターに依頼ください。	企業年金連合会に問い合わせください。
書類提出期限	特になし	以前加入されていた年金制度の資格喪失後1年以内	現在加入されている確定拠出年金制度の資格取得日より3ヶ月以内
書類提出先	損保ジャパンDC証券	以前加入されていた厚生年金基金もしくは確定給付企業年金(実施事業所)	企業年金連合会

※詳細な提出期限(締切日)については書類提出先へ問い合わせください。資産移換の手続きを確実にを行うために、書類は締切日まで余裕をもって提出ください。

〒192-0390 日本郵便株式会社 八王子南局 私書箱5号
光ビジネスフォーム株式会社 損保ジャパンDC証券株式会社

■アンサーネットのダウンロードファイル掲載場所



他の
確定拠出年金の
資産を
移換するとき

厚生年金基金・
確定給付企業年金
の資産を
移換するとき

※表示内容は見本です。

■個人型確定拠出年金(加入者)からの移換時の留意事項

個人型確定拠出年金で掛金を納付している方(加入者)が企業型へ移換する場合は資格喪失の手続きが完了してからでないと資産移換できません。

手続きが完了していない場合は、資格喪失の手続きが必要ですので、加入されている個人型確定拠出年金の運営管理機関に問い合わせください。

※企業型確定拠出年金に移換せず、引き続き個人型確定拠出年金の加入者となることが可能です。ただし、マッチング拠出を利用する場合は、加入者として掛金の拠出ができないため、運用指図者になる必要があります。



1 確定拠出年金制度とは

2 加入時の手続き

3 加入期間中の手続き

4 60歳未満で会社を退職される時の手続き

5 給付金受取時の手続き

6 その他

3 加入期間中の手続き

定期的に資産状況を確認し、ご自身の状況に応じて運用の見直し(運用商品の変更)を行いましょう。資産状況は、アンサーネットまたはアンサーセンターにてご確認いただけます。運用の見直しは、アンサーネットのロボアドバイザー「つみたてナビ+(プラス)」やスターターキット内の「運用の世界へようこそ!」を参考にしましょう。

参照 運用の世界へようこそ!

資産状況の確認

アンサーネットの「資産状況」から、資産の状況を確認することができます。

① 全体の資産残高^{注1}、損益や運用利回り^{注2}を確認することができます。

注1:掛金や制度移行金が資産残高に反映されるのは、拠出日の翌営業日の翌日です。

注2:運用利回りが±100%の範囲以外の方、給付金を受給中の方、また制度加入から一定期間経過していない方の場合、この項目は表示されません。

② 商品ごとの資産残高、損益を確認することができます。

③ 保有資産のバランス(割合)を円グラフで確認することができます。商品タイプ別に色分けされているので、ご自身の保有資産の傾向が一目で把握できます。

④ 拠出金と資産残高の推移を棒グラフと表で確認することができます。

⑤ 制度移行金や移換金情報がある場合は、実施日と金額が表示されています。

※制度移行金や移換金がない場合、この項目は表示されません。



The screenshot displays the '資産状況' (Asset Status) page for a SOMPOMI account. It includes:

- Summary Section (1):** Total assets of 2,306,578 yen, with a profit of 598,078 yen and a return rate of 35.0%.
- Asset Breakdown Table (2):** Lists various investment products like '三井住友DC年金プラン' and 'アライアンス・パワースタイル' with their respective balances and contributions.
- Asset Allocation Pie Chart (3):** Shows the distribution of assets by product type: 元本確保 (25%), パランス (56%), 国内株式 (18%), and 外国株式 (8%).
- Outflow and Asset Balance Chart (4):** A bar chart showing the trend of outflows and asset balances from 2018 to 2023.
- Recent 12-month Outflow Table (4):** A table showing monthly outflows and asset balances from 2018 to 2023.
- System Transfer and Conversion Information Table (5):** A table showing details of system transfers and conversions, including the transfer date and amount.

※表示内容は見本です。

確定拠出年金 資産残高のお知らせ

企業型確定拠出年金規約の定めにより毎年提供され、資産残高や取引履歴などを確認することができます。確認方法は、原則としてアンサーネットで閲覧・ダウンロードを行うことができる「電子提供」となっています。受取方法を「郵送」に変更した場合はアンサーネットでの閲覧・ダウンロードが停止され、更新時期に書面で提供いたします。

電子提供のメリット

- ①スマホ、PCで、いつでもどこでも閲覧可能 ②過去最大5通分を閲覧・ダウンロード可能
③メールアドレスを登録いただくと更新時にお知らせ ④ペーパーレス化でSDGsに貢献

アンサーネットと「資産残高のお知らせ」の違い

アンサーネット	資産残高のお知らせ
最新の情報が表示されます。	ご加入のプランごとに定められた基準日時点の情報が表示されます。
表示内容は毎営業日、更新されます。過去の情報を確認することはできません。	【ダウンロードの場合】 過去最大5通分をダウンロード可能です。PDFファイルをご自身のPCやスマホに保存いただくことにより、過去情報の長期保存も容易です。 【郵送の場合】 書面を保存いただくことにより、過去情報を確認することができます。

「資産残高のお知らせ」確認方法

- 1 加入者TOPページの『「資産残高のお知らせ」をダウンロードする。受取方法を変更する。』をクリックします。
- 2 「書類ダウンロード」をクリックすると、「資産残高のお知らせ」過去最大5通(2021年8月以降降成分に限り)をダウンロードすることができます。

メールアドレスの登録

Point 1 メールアドレスの登録がお済みでない場合は、こちらをクリックして登録を行ってください。

Point 2 メールアドレスの登録状況をご確認いただくことができます。エラーになっている場合は登録内容に誤りがないか、受信拒否設定を行っていないかの確認をお願いします。

Point 3 現在の受取方法の登録内容をご確認いただくことができます。



1 「資産残高のお知らせ」をダウンロードする。受取方法を変更する。

2 「資産残高のお知らせ」について

基準日	更新日	ダウンロード
2023/7/31	2023/8/5	書類ダウンロード PDF
2022/7/31	2022/8/5	書類ダウンロード PDF

3 現在の受取方法の登録内容

受取方法(ダウンロードまたは郵送)	ダウンロード	登録日	2023/12/28	登録者	ご本人
メール配信先	メールアドレス	「資産残高のお知らせ」受取メール配信結果	エラー日時		
● (会社)	taro.somepo@dc.co.jp	正常	-		
(自宅)	taro.somepo@gmail.com	送信履歴なし	-		
(携帯)	未登録	-	-		

3 加入期間中の手続き

運用商品の変更方法

運用商品の変更は、掛金の配分割合の変更とスイッチングの2つの方法があります。それぞれの違いを理解して、大切な年金資産を運用しましょう。運用商品の変更については、アンサーネットもしくはアンサーセンターで手続きが可能です。

アンサーネットを利用する場合は、ロボアドバイザー(診断ツール)である「つみたてナビ+(プラス)」の診断を参考にそのまま掛金の配分割合を実行することもできます。

参照 **P.14** (クリック!)

■運用商品の変更方法と変更対象

掛金の配分割合の変更とスイッチングは、別々の手続きです。変更の対象を確認し、必要があれば両方の手続きをおこなってください。

		変更対象	
		現時点で保有している運用商品の資産残高	今後の掛金の配分割合
変更方法	掛金の配分割合の変更	変更にならない	変更になる
	スイッチング(預け替え)	変更になる	変更にならない

■スイッチング(預け替え)に関する留意事項

- 運用商品によって手続きに費用(信託財産留保額など)がかかるものがあります。詳細は「運用商品一覧」などを確認ください。

参照 **運用商品一覧(運用商品ラインアップ)**

- 60歳未満で退職後(加入者資格喪失後)^注は、スイッチングできません。

注:勤務先が企業型確定拠出年金制度の実施事業所でなくなったとき等も同様です。

■スイッチング(預け替え)にかかる日数(例)

スイッチングは、手続きが完了するまでに7営業日程度かかります。手続き完了までの所要日数は、売却する商品と購入する商品の組み合わせによって異なります。以下の組み合わせ例を参照ください。

なお、以下のスケジュールは代表的な例であり、個別の運用商品により異なる場合があります。価格等決定日などについてはアンサーネットのスイッチング(預け替え)画面で確認できます。

1. 「預金」から他の運用商品にスイッチング

かかる日数(営業日)		0	1	2	3	4	5
売却	預金	受付日		約定日・受渡日 価格等決定日			
	購入					約定日 受渡日	
購入	保険				約定日	受渡日	
	国内投信				約定日 価格等決定日	受渡日	
	海外投信				約定日	価格等決定日	受渡日

約定日
申し込んだ取引が成立する日(申込受付日)

受渡日
売買の代金が精算され取引が完了する日

2. 「損害保険・生命保険(保険)」から他の運用商品にスイッチング

かかる日数(営業日)		0	1	2	3	4	5	6
売却	保険	受付日	約定日 価格等決定日			受渡日		
	購入						約定日 受渡日	
購入	保険					約定日	受渡日	
	国内投信					約定日 価格等決定日	受渡日	
	海外投信					約定日	価格等決定日	受渡日

3. 「国内投資信託(国内投信)」から他の運用商品にスイッチング

かかる日数(営業日)		0	1	2	3	4	5	6	7
売却	国内投信	受付日	約定日 価格等決定日				受渡日		
購入	預金							約定日 受渡日	
	保険						約定日	受渡日	
	国内投信						約定日 価格等決定日	受渡日	
	海外投信						約定日	価格等決定日	受渡日

4. 「海外投資信託(海外投信)」から他の運用商品にスイッチング

かかる日数(営業日)		0	1	2	3	4	5	6	7
売却	海外投信	受付日	約定日	価格等決定日			受渡日		
購入	預金							約定日 受渡日	
	保険						約定日	受渡日	
	国内投信						約定日 価格等決定日	受渡日	
	海外投信						約定日	価格等決定日	受渡日

- 「価格等決定日」に売買取引の金額等が決定されます。投資信託は基準価額、投資信託以外の商品は適用利率や解約控除が決定されます。
- 「国内投資信託」とは商品関係資料で国内株式・国内債券と記載されている投資信託で、同様に「海外投資信託」とは外国株式・外国債券・バランスです。その他(リート等)と記載されている投資信託は投資先によりいずれかになります。商品により取扱いが異なる場合があります。
- アンサーネットには受渡日の翌日に取引の結果が反映されます。

アンサーネットによる運用商品の変更方法

■アンサーネットによる掛金の配分割合の変更方法

操作方法は、初回の掛金の配分割合指定方法と同様です。
変更後の割合を合計100%になるように入力してください。

参照 P.16

クリック!

■アンサーネットによるスイッチング(預け替え)の方法

「スイッチング(預け替え)」画面トップの「スイッチング(預け替え)をする」をクリックし、画面の説明に従って、売却する商品と数量、購入する商品を指定します。

売却する商品を指定

「スイッチング(預け替え)をする」をクリック

購入する商品を指定

※表示内容は見本です。

※操作が進むごとに価格等決定日などの各項目が表示されるようになります。

※受付日当日(受付日が金融機関の休業日の場合は翌営業日まで)^注であれば、取り消すことができます。

注:一部の取引では、取り消すことができる日が前倒しになる場合があります。

4 60歳未満で会社を退職される時の手続き

確定拠出年金制度では、60歳未満で会社を退職(転職など)され加入者資格を喪失した場合でも、積立てた資産を将来の受取りのために転職先の企業型、または個人型の確定拠出年金制度等へ持ち運び、運用を続けていくことができます。手続きの選択肢は退職後の状況によって異なります。

退職前に確認、理解いただきたいこと

■住所・氏名・電話番号のご確認

退職により加入者資格を喪失されると、その後の手続きについて記載した「企業型確定拠出年金 加入者資格喪失とお手続きのお知らせ」が届きます。

このお知らせを確実に受取りいただくために、住所・氏名・電話番号に変更や訂正が必要な場合は退職までに勤務先の年金担当部門へ申し出ください。

■資産状況の確認

資格喪失後は配分割合の指定やスイッチングはできませんが、運用は継続されます。運用商品によっては価格が変動しますので、退職前にご自身の資産状況を確認ください。

■事業主への資産の返還

勤続3年未満で自己都合退職または懲戒解雇等により加入者資格を喪失した場合、企業型確定拠出年金規約によっては、事業主への資産の返還の定めがあり事業主へ資産が返還されることがあります。

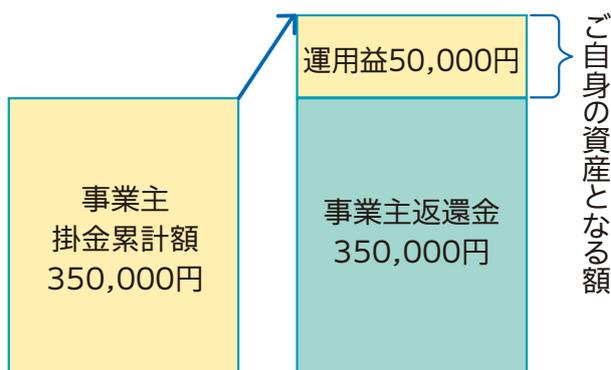
- 他制度、他の確定拠出年金からの制度移行金や移換金、加入者掛金は事業主返還の対象外です。
- 事業主返還金の上限額は事業主掛金累計額です。事業主返還割合が定められている場合があります。事業主返還割合が100%の場合でも、運用益部分は事業主返還の対象外です。(例1)
- 運用損が発生した(資産残高が事業主掛金累計額を下回る)場合は、その資産残高が事業主へ返還されるのみで、運用損部分は徴収されません。(例2)

※事業主掛金以外があれば、その割合で案分されます。

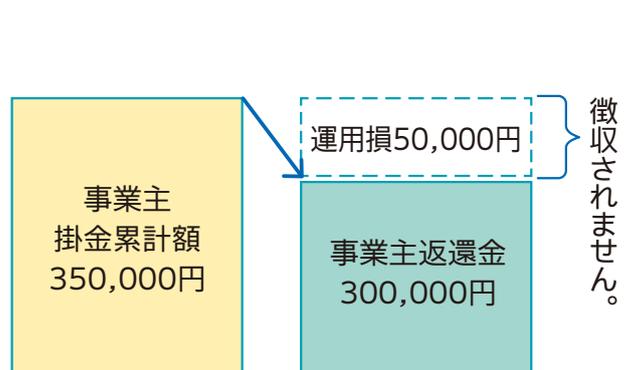
事業主への返還金例

勤続年数	: 2年11ヶ月
喪失事由	: 自己都合退職
事業主掛金累計額	: 350,000円(月額10,000円)
事業主返還割合	: 勤続3年未満100%

(例1) 運用益が出ている場合
(資産残高400,000円の場合)



(例2) 運用損が出ている場合
(資産残高300,000円の場合)



退職後の手続きについて

60歳未満で退職(加入者資格を喪失)すると、確定拠出年金の資産などの持ち運びに関する手続き(移換手続き)を期限内に完了いただくことが必要になります。

※60歳以降に退職(加入者資格を喪失)し、企業型確定拠出年金の運用指図者または個人型確定拠出年金へ資産を持ち運び運用指図者となる方は、75歳まで引き続き運用時の税制メリットを受けつつ、ご自身の年金資産を運用していただけます。^{注1}

以下の表を参照のうえ、企業型確定拠出年金の資産などをどこに持ち運ぶのか(移換先)と、移換手続きに必要な書類の入手先・提出先を確認ください。個人型確定拠出年金にも加入されている方は取扱いが異なる場合があります。原則として資産の中途引き出しはできません。

参照 P.26 (クリック!)

資格喪失後の状況			移換先 ^{注2}	書類の入手先・提出先	
転職が決まっている (第2号被保険者)	転職先に 企業型確定拠出 年金制度がある	転職先の 企業型確定 拠出年金制度に 加入する	A	企業型 確定拠出年金 加入者	転職先の事業主 (運営管理機関)
		転職先の 企業型確定 拠出年金制度に 加入しない		B	個人型 確定拠出年金 ^{注3}
60歳未満で企業型確定拠出年金制度の加入除外者となる (役員就任など)	転職先に企業型確定拠出年金制度がない	C	個人型 確定拠出年金 運用指図者		
サラリーマン等である配偶者の扶養に入る(第3号被保険者)	国民年金の任意加入被保険者となる(一部の方を除く)			自営業や 求職中など (第1号被保険者)	国民年金保険料を納付する

- 勤務先が企業型確定拠出年金制度の実施事業所でなくなった場合は**B**の手続きとなります。
- 企業型確定拠出年金制度への加入については、転職先の事業主に確認ください。
- 個人型確定拠出年金の手数料はご自身で負担いただきます。負担いただく手数料は運営管理機関ごとに異なります。手数料は各運営管理機関へ直接問い合わせください。

注1: 企業型確定拠出年金(企業型DC)の老齢給付金を受給された方は、企業型DCへ再度加入することはできません。

企業型DCの老齢給付金を受給された方の個人型確定拠出年金(iDeCo)への加入は可能です。(他の加入要件を満たしている必要があります。)

注2: 転職先の確定給付年金制度へ移換できる場合もあります。課税や加入者等期間などの取扱いが異なる場合がありますので、詳細は転職先の事業主にご確認ください。また企業年金連合会の通算企業年金へ移換することが可能です。

注3: 現在、個人型確定拠出年金に加入されていない方は、ご自身で新たに個人型に加入する必要があります。

1 確定拠出年金制度とは

2 加入時の手続き

3 加入期間中の手続き

4 60歳未満で会社を退職される時の手続き

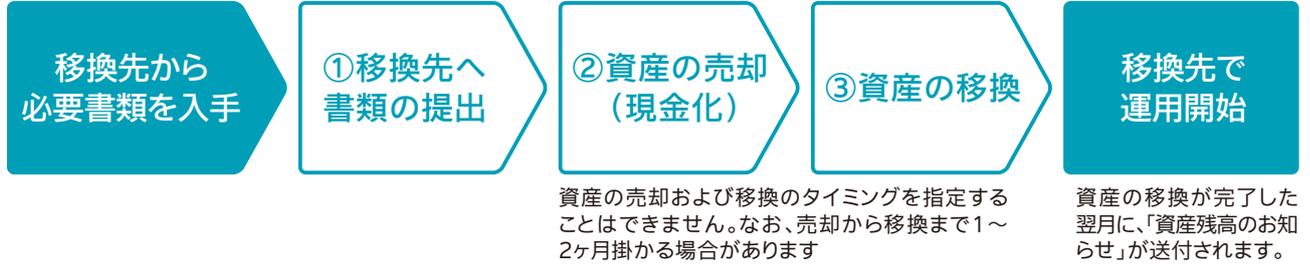
5 給付金受取時の手続き

6 その他

4 60歳未満で会社を退職される時の手続き

■手続きの流れ

各関係機関との事務連携が必要なため、書類の提出から資産の移換まで、約2～3ヶ月かかります。書類の提出後、持ち運ぶ運用商品が売却されるまで、運用商品の価格は変動しますので、売却額が増減する可能性があります。移換時には加入履歴(加入期間)も引き継がれます。



■自動移換と手続きの期限

加入者資格喪失日(退職した日の翌日)の属する月の翌月から起算して6ヶ月後の月末が、移換の手続き期限です。

(例:4月中に資格を喪失した場合、5月から数えて6ヶ月後の月末(10月末)を経過していないこと)

ただし、移換先によっては手続き期限が異なる場合がありますので、移換先に必ずご確認ください。提出書類の不備・不足等が期限内に解消しない場合も自動移換の対象となります^注ので、早めに手続きください。自動移換になった場合、様々なデメリットがあります。

注:運営管理機関は法令等の定めに基づいて、他の確定拠出年金制度の口座の有無を確認します。口座がある場合は本人からの申し出が無くとも、その口座に移換される場合があります。ただし、個人を特定するための情報が相違している場合等は移換されません。

デメリットの例

- 余分な手数料が発生します。

自動移換される際の手数料	4,348円(税込)
自動移換後の管理手数料(自動移換された月の翌月から数えて4ヶ月目から)	52円/月(税込)
自動移換された資産を企業型・個人型確定拠出年金へ移換するときの手数料	1,100円(税込)
死亡一時金や脱退一時金の受取りのための請求にかかる手数料	4,180円(税込)

※2024年12月現在の金額

- 資産は現金のまま管理され、運用はできません。
- 自動移換中の期間は老齢給付金の受取要件である通算加入者等期間に含まれず、受取開始可能な時期が遅くなる場合があります。
- 老齢給付金、障害給付金の受取りのためには、企業型または個人型確定拠出年金への資産の移換が必要です。

脱退一時金の請求

確定拠出年金は原則60歳まで資産の中途引き出しができませんが、以下のケースに該当する場合は制度からの脱退が可能です。その際、資産は一括(脱退一時金)で受取りいただきます。受取可能なケースに該当するかどうかは以下を確認ください。脱退一時金の受取を希望される方はアンサーネットまたはアンサーセンターへ連絡ください。

〈 企業型確定拠出年金の加入資格を喪失した月の翌月から起算して6ヶ月を経過していない場合はケース1 〉
〈 またはケース2に該当するかご確認ください。 〉

ケース1 下記のすべての要件を満たしている必要があります

- 企業型確定拠出年金または個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者でないこと
- 企業型確定拠出年金の資産額が15,000円以下^{注1}であること
- 企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失した月の翌月から起算して6ヶ月を経過していないこと
(例:4月に資格を喪失した場合、5月から起算して6ヶ月後の月末(10月末)を経過していないこと)

ケース2 下記のすべての要件を満たしている必要があります

- 60歳未満であること
- 企業型確定拠出年金または個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者でないこと
- 個人型確定拠出年金の加入者になれないこと^{注2}
- 障害給付金の受給権者でないこと
- 掛金の通算拠出期間^{注3}が1ヶ月以上5年以下である または資産額が25万円以下^{注1}であること
- 企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失した月の翌月から起算して6ヶ月を経過していないこと

〈 企業型確定拠出年金の加入資格を喪失した月の翌月から起算して6ヶ月を経過している または個人型確定拠出年金へ移換している場合はケース3に該当するかご確認ください。 〉

ケース3 下記のすべての要件を満たしている必要があります

- 60歳未満であること
- 企業型確定拠出年金の加入者でないこと
- 個人型確定拠出年金の加入者になれないこと^{注2}
- 障害給付金の受給権者でないこと
- 掛金の通算拠出期間^{注3}が1ヶ月以上5年以下である または資産額が25万円以下^{注1}であること
- 最後に企業型確定拠出年金、または個人型確定拠出年金の加入者資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと

注1:脱退一時金を請求した日の前月末日の資産に、その時点でまだ入金されていない掛金・制度移行金・移換金等を加え、事業主返還金を差し引いた額です。なお、他に確定拠出年金の資産がある場合、ケース1では他の企業型確定拠出年金の資産を合算した額、ケース2・3では他の企業型および個人型確定拠出年金の資産を合算した額となります。

注2:個人型確定拠出年金の加入者になれない例

- ・国民年金保険料の全額または一部の納付が免除されている方(学生納付特例または納付猶予を受けている方を含む)
- ・日本国籍を有しない海外居住者
- ・確定給付企業年金などの他制度掛金相当額が月額5万円を超えている方

注3:「通算拠出期間」とは、企業型確定拠出年金の加入者期間、個人型確定拠出年金の掛金を掛けていた期間、および他の制度からの移換等により算入された期間の合計となります。

※2016年12月31日時点で加入者資格を喪失されている方は、取扱いが異なる場合があります。

1

確定拠出年金制度とは

2

加入時の手続き

3

加入期間中の手続き

4

60歳未満で会社を退職される時の手続き

5

給付金受取時の手続き

6

その他

5 給付金受取時の手続き

運用した年金資産を、給付金として受取ります。(給付金を受取ることを受給といいます。)
何歳から、またどのような場合に受取れるかを確認しておきましょう。

給付の種類

確定拠出年金制度には、**老齢給付金** **障害給付金** **死亡一時金** の3種類があります。

老齢給付金

加入後、企業型確定拠出年金規約に定められた60歳以降の一定の年齢(受給手続き受付開始年齢・開始日)から、給付金の受取り請求手続きをおこない、年金資産を取り崩して受取る給付金です。給付金の受取りまで掛金の拠出はありませんが、年金資産の運用は継続できます。

※老齢給付金受給に関するご注意

企業型確定拠出年金(企業型DC)の老齢給付金を受給された方は、企業型DCへ再度加入することはできません。なお、企業型DCの老齢給付金を受給された方の個人型確定拠出年金(iDeCo)への加入は可能です。(他の加入要件を満たしている必要があります。)

受取方法

受取方法は「一括受取(一時金)」、「分割受取(年金)」、「一括分割併用受取(一時金・年金)」の3種類です。

※「分割受取(年金)」の支給期間は、5年以上20年以下です。

※企業型確定拠出年金規約によっては終身年金を選択できます。

※受取開始後5年を経過した場合、残高を一括で受取ることも可能です。

請求手続き時期

請求手続き時期は、受給手続き受付開始日以降任意ですが、75歳の誕生日の2日前までに請求ください。この期間に請求しなかった場合は「一括受取(一時金)」の請求があったとみなし受取りいただきます。

※企業型確定拠出年金規約に定める一定の年齢を60歳超に定めている場合は、60歳以降の加入者期間中は受取りできません。

受給手続き受付開始年齢・開始日

●受給手続き受付開始年齢は、60歳までの通算加入者等期間^注により、次のように異なります。

注:通算加入者等期間は、60歳までの以下の期間を合算した期間(それぞれの期間が重複する場合は重複する期間を除く)です。

- 企業型確定拠出年金の加入者であった期間と運用指図者であった期間
- 個人型確定拠出年金の加入者であった期間と運用指図者であった期間
- 確定拠出年金制度以外からの制度移行金や移換金があった場合、その対象期間

※過去に脱退一時金を受け取っている場合は、通算加入者等期間が調整される場合があります。

※60歳前の通算加入者等期間を有さない場合、制度加入から5年経過後に請求することができます。

通算加入者等期間	受給手続き受付開始年齢
10年以上	60歳
8年以上10年未満	61歳
6年以上 8年未満	62歳
4年以上 6年未満	63歳
2年以上 4年未満	64歳
1ヶ月以上 2年未満	65歳

●受給手続き受付開始日は企業型確定拠出年金規約に定める一定の年齢に達する日の前月に送付する「確定拠出年金 加入者資格喪失と老齢給付に関するお知らせ」に記載されています。

※企業型確定拠出年金規約に定める一定の年齢が60歳超の場合、60歳以上の加入者が当該年齢到達前に退職されたときに「企業型確定拠出年金 加入者資格喪失と老齢給付に関するお知らせ」を送付します。

●お知らせ記載の受給手続き受付開始日が加入者資格を喪失した日以外の方には、受給手続き受付開始日の前月にあらためて「確定拠出年金 老齢給付受給資格取得に関するお知らせ」を送付します。

受給する権利

老齢給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなった場合、無くなります。

- 企業型確定拠出年金の資産がなくなったとき
- 受給権者が死亡したとき
- 企業型確定拠出年金の障害給付金の受給権者となったとき

障害給付金

加入後、傷病により一定の障害の状態^注になった場合に給付金の受取り請求手続きをして年金資産を取り崩して受取ることができる給付金です。

注：国民年金の障害基礎年金を受取ることができる程度の状態

受取方法

受取方法は「一括受取(一時金)」、「分割受取(年金)」、「一括分割併用受取(一時金・年金)」の3種類です。

※「分割受取(年金)」の支給期間は、5年以上20年以下です。

※企業型確定拠出年金規約によっては終身年金を選択できます。

※受取開始後5年を経過した場合、残高を一括で受取することも可能です。

※「分割受取(年金)」の場合、請求時に選択した受取期間、年間受取回数を5年経過ごとにみなおすことができます。

請求手続き時期

請求手続き時期は障害認定日^注以降任意ですが、75歳の誕生日の2日前までです。

注：傷病によってはじめて医師または歯科医師の診察を受けた日(初診日)から起算して1年6ヶ月を経過した日(その期間内に傷病が治った場合はその日)

※この期間に請求をしなかった場合は、老齢給付金(「一括受取(一時金)」)の請求があったとみなし受取りいただきます。

受給する権利

障害給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなった場合、無くなります。

- 企業型確定拠出年金の資産がなくなったとき
- 受給権者が死亡したとき

死亡一時金

加入後、亡くなられたときに、遺族の方が給付金の受取り請求手続き^{注1}をして年金資産を取り崩して遺族の方が受取る給付金です。

注1：亡くなられてから5年間請求がなかった場合、死亡一時金を受取らざる遺族がいらないものとみなし、亡くなった方の相続財産とみなされます。

受取方法

受取方法は「一括受取(一時金)」のみです。

死亡一時金の受取人

- あらかじめ死亡一時金の受取人を指定することができます。受取人があらかじめ指定されていた場合は、その受取人が受取ります。特に指定がない場合は、確定拠出年金法に定められた範囲および順位による受取人が受取ります。第一順位となる方が外国籍の場合は、死亡一時金受取人として指定をおすすめします。
- 死亡一時金受取人として指定できる範囲は次のとおりです。
配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
(死亡一時金の受取人の法定順位は配偶者、生計同一の子、生計同一の父母等の順となっています。)
- 死亡一時金受取人の指定・変更はいつでもできます。受取人を指定・変更する場合は、「死亡一時金受取人指定申込書^{注2}」を記入のうえ、損保ジャパンDC証券に提出ください。なお、個人型確定拠出年金制度や他の企業型確定拠出年金制度からの移換時に、前制度において受取人を指定されていた場合はその内容が継続されますので留意ください。

注2：アンサーネットから「死亡一時金受取人指定申込書」をダウンロードして当社へ郵送ください。

1

確定拠出年金制度とは

2

加入時の手続き

3

加入期間中の手続き

4

60歳未満で会社を退職される時の手続き

5

給付金受取時の手続き

6

その他

5 給付金受取時の手続き

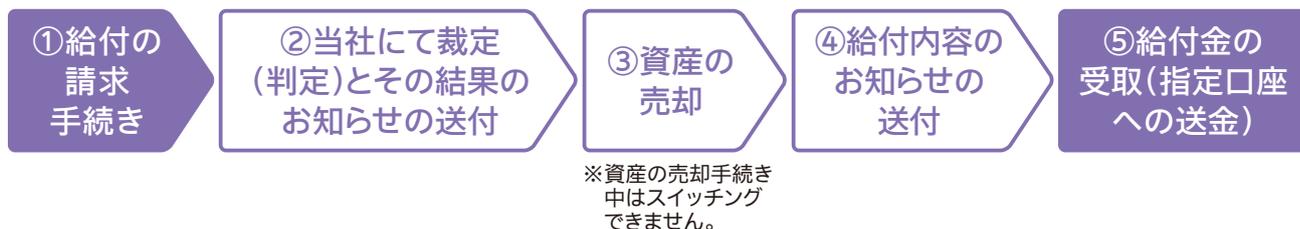
手続きについて

給付金の受取りにはご自身による手続きが必要です。アンサーネットから請求いただければ請求書類を送付します。

書類の請求方法

加入者TOPページの「手続き書類の請求」から「その他書類の請求」の請求をクリックし、「給付請求書類名」を選択して請求を行ってください。

■手続きの流れ



■受取時期

請求書類を提出締切日までに提出いただければ、原則その月に給付裁定(判定)しますが、状況によってはそれ以降になる場合があります。

給付金は受取月の25日に受取りいただけます。25日が金融機関休業日の場合は前営業日です。

- 一括受取(一時金) **老齢給付金** **障害給付金** **死亡一時金**

受取月は給付裁定(判定)する月の翌月です。

- 分割受取(年金) **老齢給付金** **障害給付金**

受取月は年間受取回数によって異なります。以下の表を参照ください。

年間受取回数	初回受取月	2回目以降の受取月
1回・・・1年ごと1回受取	給付裁定(判定)する月の翌月から1年経過した月	初回受取月の1年ごとの応当月
2回・・・6ヶ月ごとに1回受取	給付裁定(判定)する月の翌月から6ヶ月経過した月	初回受取月の6ヶ月ごとの応当月
4回・・・3ヶ月ごとに1回受取	給付裁定(判定)する月の翌月から3ヶ月経過した月	初回受取月の3ヶ月ごとの応当月

※選択できる年間受取回数については、企業型確定拠出年金規約により異なります。

[参照](#) **My DC PLAN(規約の概要)**

■主な添付書類の例

当社から送付する請求書類のほかに、提出いただく添付書類があります。

	添付書類
共通	本人確認書類(住民票または印鑑登録証明書)
老齢給付金	税金計算に必要な書類(退職所得の源泉徴収票のコピーなど)、個人番号確認書類 ^注
障害給付金	障害の等級が確認できる書類(身体障害者手帳のコピーなど)
死亡一時金	死亡の事実が確認できる書類(死亡診断書のコピーなど)、個人番号確認書類 ^注

※上記以外の書類を提出いただく場合もあります。

注:「個人番号を確認するための書類」と「ご本人であることを確認するための身元確認書類」

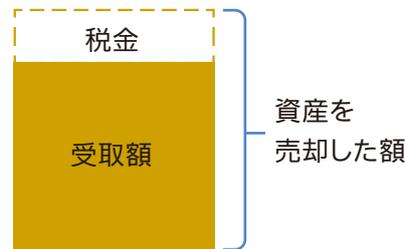
(例) ・「個人番号カード(表裏)のコピー」

・「個人番号が記載された住民票(写) 原本」と「運転免許証のコピー」など

受取時の税制優遇など

■老齢給付金

給付金の受取額は、資産を売却した額から源泉徴収される税金(課税される場合)を控除した額です。なお以下の説明では復興特別所得税を考慮していません。



●一括受取(一時金)

一括受取(一時金)は退職所得として扱われます。税金計算にあたっては、優遇措置として退職所得控除により税負担が軽くなるよう配慮されています。

参照 [P.32](#) クリック!

退職所得控除額は勤続年数に基づき次のように計算されます

勤続年数(掛金拠出期間)	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数*
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

退職所得控除額は、一括受取(一時金)を受取る年およびその前年以前19年以内の退職所得と調整して計算します。他の退職所得がある場合、一括受取(一時金)の受取額の計算の基礎とする期間と他の退職所得の受取額の計算の基礎とした期間との重複を考慮した退職所得控除額*を算出する必要があります。該当する退職所得がある方は「退職所得の源泉徴収票のコピー」を提出ください。

※80万円に満たない場合には、80万円

●分割受取(年金)

分割受取(年金)は雑所得として扱われます。源泉徴収される税金額については、年金額に一律の税率を乗じて計算されます。住民税は源泉徴収されません。

$$\text{源泉徴収される税金額} = \text{年金額} \times 7.5\%$$

受取額は公的年金等の収入金額として別途ご自身で確定申告いただき、他の収入とあわせて税金額を精算していただきます。確定申告で税金計算のもとになる雑所得を計算する際には、優遇措置として公的年金等控除により税負担が軽くなるよう配慮されています。確定申告については収入金額により不要の場合もあります。

■障害給付金

一括受取(一時金)、分割受取(年金)ともに非課税です。

■死亡一時金

亡くなられてから3年以内に受取る場合は、みなし相続財産として、生命保険金・死亡退職金等と同様に相続税の対象になります。上記期間以外は適用される税法が異なります。

※詳しくは税務署、市区町村窓口等に問い合わせください。

※受取りの際は送金にかかる事務費(税込440円/回 国内)が差し引かれます。

※2024年12月現在

1

確定拠出年金制度とは

2

加入時の手続き

3

加入期間中の手続き

4

60歳未満で会社を退職される時の手続き

5

給付金受取時の手続き

6

その他

6 その他

その他の手続きについて

■加入者の手続き

1. 確定拠出年金制度では、同時に二以上の企業型確定拠出年金規約で加入者になる資格がある方はいずれか一つを選択する必要があるため、以下の場合速やかに申し出てください。

申出が必要な場合	申出先
加入外事業所で企業型確定拠出年金に加入する資格を有することとなったとき、または有しなくなったとき	加入事業所の事業主
加入外事業所に使用されなくなったとき	
加入事業所で企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失したとき	加入外事業所の事業主

加入事業所：加入されている企業型確定拠出年金制度を実施している事業所

加入外事業所：加入事業所以外の事業所

2. 小規模企業共済制度の契約者である方は申し出てください。

申出が必要な場合	申出先	申出期限
小規模企業共済の共済金もしくは解約手当金の支給を受けた場合（41歳以上に限る）	アンサーネットの加入者情報の確認・変更メニューから申出内容を登録してください。	支給を受けた日から14日以内

3. 当社は必要に応じて、所定の書類を当社または事業主に提出いただくよう依頼させていただくことがあります。

■事業主の手続き（掛金などの還付）

還付とは、企業型確定拠出年金規約の定めと異なる掛金などが拠出された場合に、加入者の資産から当該掛金に相当する額^注が売却（現金化）され事業主へ返還されることをいいます。

※マッチング拠出における加入者掛金については、事業主を通じて加入者へ返還されます。還付の売却は、加入者が保有している各運用商品の残高比率に応じておこないます。

注：売却する運用商品によっては価格の変動があり、還付金額が還付の対象となった掛金額と一致しない場合があります。

還付についての留意事項

- 還付の手続き期間中は、スイッチングに制限がかかることがあります。

参考 老齢給付金の税金計算の具体例

■一括受取(一時金)

具体的な計算方法(復興特別所得税は考慮していません。)

●税金計算の計算式

$$\text{源泉徴収される税金額} = \text{所得税額}[\text{課税退職所得金額} \times \text{所得税率} - \text{控除額}] + \text{住民税額}[\text{課税退職所得金額} \times \text{住民税率}]$$

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{一時金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2^{\text{注}}$$

注:勤続年数が5年以内である場合「短期退職手当等」とみなされます。短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える部分については、「2分の1課税」の適用はされません。

●計算例(21年勤務した方が退職金を1,300万円受け取った場合)

退職所得控除額	800万円+70万円×(21年-20年)=870万円
課税退職所得金額	(1,300万円-870万円)×1/2=215万円
所得税額	215万円×10%-9万7,500円=11万7,500円
住民税額	215万円×10%=21万5,000円

●退職所得控除額(2024年12月現在)

P.30をご参照ください。

●退職所得の源泉徴収税額の速算表(2024年12月現在)

課税退職所得金額	所得税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

■分割受取(年金)

●税金計算につきましては、国税庁のホームページ等をご参照ください。

1

確定拠出年金制度とは

2

加入時の手続き

3

加入期間中の手続き

4

60歳未満で会社を退職される時の手続き

5

給付金受取時の手続き

6

その他

確定拠出年金加入者用サービス利用規定

【2020年11月1日改訂】

(規定の趣旨)

- 第1条** この規定は、第2条に規定する確定拠出年金制度のご加入者および運用指図者(以下「ご加入者等」といいます。)が損保ジャパンDC証券株式会社(以下「当社」といいます。)の提供する運営管理サービス(以下「本サービス」といいます。)をご利用する際におけるお取扱いを定めるものです。
- 2 当社は、ご加入者等に対し、当社のインターネットサービス(以下「アンサーネット」といいます。)、または有人コールセンター(以下「アンサーセンター」といいます。)、を通じて、本サービスを提供します。

(本サービスの利用)

- 第2条** 本サービスは、当社が行う記録関連運営管理業務のご加入者等を対象として提供します。
- 2 ご加入者等は、この規定のほか、当社が交付する書面(電磁的提供を含む)等、アンサーネットにおいて各画面中に掲載する注意事項等の内容を十分に理解したうえで、これらの内容にしたがって本サービスをご利用ください。

(本人確認)

- 第3条** 本サービスは、必ずご加入者等ご自身でご利用してください。アンサーセンターをご利用の際には、ご加入者等の登録情報をお伺いしご本人であることを確認させていただきます。また、アンサーネットのご利用に際しては、ご登録いただいているIDおよびパスワードにて確認させていただきます。
- 2 当社が前項の方法に従って本人確認を実施したうへは、不正使用等があっても照会、取引等を有効なものとして取り扱います。
- 3 IDとパスワードは本サービスを利用するうえで非常に重要です。第三者の目にふれるところに書き留めたり、第三者に教えたりせず、ご自身で厳重に管理していただきますようお願いいたします。IDとパスワードが第三者に知られた時、または知られたと思われる時は、直ちに再発行の手続きをお取りください。パスワードについては、アンサーネットにおいてご加入者等ご自身により変更することが可能です。また、当社から変更をお願いすることがあります。なお、当社からご加入者等に対しパスワード等をおたずねすることはありません。

(各種問い合わせ窓口)

- 第4条** 各種お問い合わせは、アンサーセンターにて承ります。
- 2 ご加入者等が本サービスをご利用できる時間は、当社が定める時間とします。ただし、当社はこの利用時間をご加入者等に事前に通知することなく変更する場合があります。
- 3 制度運営上、お問い合わせ内容によってはアンサーセンターではご回答できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(規定の改定)

- 第5条** この規定は、法令諸規則が変更された場合、監督官庁の指示がある場合、運営管理業務委託契約(またはその再委託契約)が変更された場合、その他必要を生じた場合には、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。

(海外からのご利用)

- 第6条** ご加入者等が本サービスを海外から利用する場合、各国の法令、通信事情、その他の事由により、全部または一部をご利用いただけないことがあります。なお、海外からの利用により生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

(免責事由)

- 第7条** 当社は次に掲げる事由により生じるご加入者等の損害については、その責を負わないものとします。
- (1) 当社が第3条第1項の方法に従って本人確認を実施したうへで行った取引または通知
- (2) 通信機器、通信回線またはコンピュータシステムの障害、瑕疵または第三者による妨害、侵入もしくは情報改変等(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)
- (3) 第4条第2項による本サービスのお取扱いの遅延または不能
- (4) 天災、戦争、暴動、騒乱または変乱などの不可抗力による本サービスのお取扱いの遅延または不能
- 2 次の事由による個人情報の漏洩については、当社はその責を負わないものとします。
- (1) パスワード等の盗用による当社情報提供サービスへのアクセス(ただし、当社の故意・過失によるパスワードの盗用によるものを除きます。)
- (2) 郵便物・送付物の誤配もしくはそれらの配達後に発生した漏洩(事業主経由で配付する場合を含みます。)
- 3 当社が、ご加入者等の届出住所に通知、送付書類その他のものをお送りした場合、届出住所の誤りまたは変更の届出がなかったために、当社からの通知、送付書類その他のものが延着したり、または到達しなかったとしても、当社は、通常到達するべき日時に到着したのものとして取扱うことができるものとし、これにより生じるご加入者等の損害については、当社はその責を負わないものとします。

(著作権)

- 第8条** 本サービスに掲載および表現されているもの(ご加入者等の通知や各種登録帳票により当社が情報管理を依頼された項目は除きます。)は、著作権の対象となっています。著作権は、日本の著作権法および国際条約等により保護されています。ご加入者等によるこれら著作物の複製、転用、改変、販売等は、固く禁じられます。

(その他)

第9条 次の場合には当社が定める所定のサービスを受けられなくなることがあります。またその結果、ご加入者等が損害を被った場合についても当社はその責めを負いません。

(1) 確定拠出年金制度に係る事由により当社が提出を求めた所定の書類等について、正当な理由なく提出を怠った場合

(2) 正当な理由なくこの規定に定めるご加入者等の遵守事項に違反した場合

2 当社は予告なく本サービスの追加もしくは全部または一部の変更をすることがあります。

3 当社は本サービスの全部または一部を終了することがあります。

4 当社は、本サービスの追加、変更または終了に伴い、この規定を改定することがあります。

5 前項および第5条によりこの規定の改定を行う場合、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにアンサーネット上の掲示等の当社が適当と判断する方法により通知します。

以上

損保ジャパンDC証券 アンサーネット利用規定(確定拠出年金用)

【2024年2月1日改訂】

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、損保ジャパンDC証券株式会社(以下「当社」といいます。)に登録された確定拠出年金制度のご加入者および運用指図者(以下「ご加入者等」といいます。)が、当社のインターネットサービス「損保ジャパンDC証券アンサーネット」を通じて各種サービス(以下「本サービス」といいます。)をご利用される際における取扱いを定めるものです。この規定に別段の定めがないときは、「確定拠出年金規約」および「確定拠出年金加入者用サービス利用規定」に従います。

(サービスの利用)

第2条 本サービスは、当社に登録された確定拠出年金制度のご加入者等がご利用することができます。本サービスのご利用は、入力されたIDおよびパスワードが当社にご登録いただいたものと一致した場合にのみ行うことができます。

(利用時間)

第3条 ご加入者等が本サービスをご利用できる時間は、当社が定める時間とします。ただし、当社はこの利用時間をご加入者等に事前に通知することなく変更する場合があります。

2 システム等の障害、補修等によって、当社は予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することがあります。

(サービスの種類)

第4条 ご加入者等がご利用できるサービスは、当社が定めるものとします。ただし、当社がご利用できるサービス内容をご加入者等に事前に通知することなく変更する場合があります。

(運用指図)

第5条 ご加入者等が本サービスを利用して確定拠出年金制度において運用指図を行った場合は、ご加入者等がご指定された内容を入力された後、当社がその入力内容を受信したときに、ご加入者等からの運用指図があったものとします。

(運用指図の執行)

第6条 前条の運用指図は、当社の「確定拠出年金加入者用サービス利用規定」等の定めるところに従い、前条の運用指図の時に降、最初に可能となるときに執行します。

(申込み・取消・変更)

第7条 第5条のお申込みならびに申込内容の取消しは、当社が定める時間(毎営業日の24時まで。以下同じとします。)内に限り、ご加入者等が本サービスを利用して行うことができます。

2 第5条の運用指図につきその内容を変更する場合は、当社が定める時間内に限り、ご加入者等が本サービスを利用して、変更前の内容を取り消し、新たに変更後の運用指図を入力されることにより行うことができます。ただし、確定拠出年金における拠出金額の配分割合を変更する場合は、変更前の運用指図を取り消すことなく、直接変更後の運用指図を入力することができます。

(申込み内容の照会)

第8条 第5条の運用指図の内容は本サービスを利用して照会することができます。

(各種通知)

第9条 ご加入者等は、当社に通知いただくべき事項を必要書類の提出に替えて、本サービスを利用して通知を行うことができます(当社が定める事項に限ります。)。この場合は、ご加入者等が通知内容を入力された後、当社がその入力内容を受信したときに、ご加入者等からの通知があったものとします。

(通知内容の照会)

第10条 前条のご加入者等から通知いただいた内容は本サービスを利用して照会することができます。

(免責事由)

第11条 当社は次に掲げる事由により生じるご加入者等の損害については、その責を負わないものとします。

- ①当社にご登録いただいているIDおよびパスワードの一致を確認して行った取引、または通知
- ②通信機器、通信回線またはコンピュータシステムの障害、瑕疵または第三者による妨害、侵入もしくは情報改変等(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)
- ③第3条、第12条第2項または第13条の規定による本サービスのお取扱いの遅延または不能
- ④天災地変その他不可抗力による本サービスのお取扱いの遅延または不能

(サービスの中止)

第12条 ご加入者等からお申出があったときは、本サービスの提供を中止します。

2 当社は、やむを得ない事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。この場合、当社は、遅滞なくその旨をご加入者等に通知するものとします。

(サービス利用の禁止)

第13条 当社は、ご加入者等が本サービスをご利用いただくことが不適當であると認めるときは、本サービスの利用をお断りすることがあります。

(規定の改定)

第14条 この規定は、法令諸規則が変更された場合、監督官庁の指示がある場合、その他必要を生じた場合には、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。

以上

個人情報の取扱について

1. 弊社は、お客様のお名前・ご住所・電話番号・生年月日・メールアドレスなどの個人情報、及びお客様の資産の運用状況などの情報を確定拠出年金運営管理業務およびその付随業務（プラン設定、口座開設、制度移行、受換、給付裁定、還付など）遂行のために利用するほか、下記①、②および、その他業務上必要とする範囲内で、取得・利用・預託・提供または登録をおこないます。

①資産運用、年金制度などに関する情報提供サービスの実施、市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施などによる金融商品やサービスの研究や開発をおこなうこと。

②弊社が、上記業務のために、グループ企業や業務提携先、お客様が指図された運用の方法（商品）に係る商品取扱機関、国民年金基金連合会、医療機関、給付金の請求・支払いに関する関係先、などに提供をおこない、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

弊社の個人情報保護方針、個人情報の開示のご請求、弊社のグループ企業や業務提携先企業等については、弊社のホームページ（<https://www.sjdc.co.jp>）をご覧ください。

〈個人情報に関するお問い合わせ窓口〉

お客さまサービス部 アンサーセンター（管理者：個人情報担当）

お問い合わせフォーム：https://www.rk.sjdc.co.jp/ja/member_inquire/index_02.html

〈個人情報保護管理者〉

取締役 個人情報保護統括責任者

2. 弊社アンサーセンターでは電話を通じて取得したお客様の個人情報については、個人情報保護方針に掲げました利用目的のために録音をおこなっておりますので予めご了承ください。
3. 弊社は運営管理業務の遂行により入手した加入者などにかかる個人情報を、次に定める場合を除き、委託（または再委託）を受けた業務以外の目的で第三者（事業主を含む）に対して使用し、または開示することはありません。
 - ①弊社および本制度における資産管理機関若しくは商品提供機関に対し、本制度の実施のために必要な範囲に限って提供する場合。
 - ②運営管理業務委託契約（または再委託契約）上の義務の履行以外の目的の使用または第三者への開示について、使用目的を特定した上で、加入者などから事前の書面による同意を得た場合。
 - ③法令、諸規則または裁判所の判決若しくは命令に基づいて、行政機関または裁判所に対して開示すべき義務を負う場合。
4. 次の事由による個人情報の漏洩については、弊社はその責を負わないものとします。
 - ①パスワード等の盗用による弊社情報提供サービスへのアクセス（ただし、弊社の故意・過失によるパスワードの盗用によるものを除く）
 - ②郵便物・送付物の誤配もしくはそれらの配達後に発生した漏洩（事業主経由で配付する場合を含む）

NOTE
